

教育委員会提出議案

第 37 号議案

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 25 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について
豊島区立学校設置条例（昭和 39 年豊島区条例第 13 号）の一部を改正するため、別
紙のとおり総務部に立案請求する。

（説 明）

豊島区立千川中学校の校舎改築に伴い、豊島区立学校設置条例に規定する同校の位
置を現校舎から仮校舎に変更するため。

(案)

5 豊教庶発第 号
令和 5 年 9 月 日

総務部長
児玉 辰哉 様

豊島区教育委員会事務局
教育部長 澤田 健

条例の一部改正について（請求）

このことについて、下記のとおり、条例を一部改正いたしたく、立案請求いたします。

記

1. 条例名

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例

2. 一部改正の理由

豊島区立千川中学校の校舎改築に伴い、豊島区立学校設置条例に規定する同校の位置を現校舎から仮校舎に変更するため。

3. 条例案の概要

別紙のとおり

4. 条例案の問題点

特になし

5. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

6. 財政措置の必要性

特になし

7. 区議会に付議しようとする時期

令和 5 年第 4 回定例会

8. 担当者

庶務課庶務グループ 岡崎

豊島区立学校設置条例（昭和39年条例第13号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表 (1) 小学校 (略) (2) 中学校		附 則（令和5年●月●日条例第●号） この条例は、令和6年4月1日から施行する。 別表 (1) 小学校 (略) (2) 中学校	
名称	位置	名称	位置
豊島区立駒込中学校	豊島区駒込四丁目5番1号	豊島区立駒込中学校	豊島区駒込四丁目5番1号
同 巣鴨北中学校	同 西巣鴨三丁目17番1号	同 巣鴨北中学校	同 西巣鴨三丁目17番1号
同 西巣鴨中学校	同 南大塚三丁目18番1号	同 西巣鴨中学校	同 南大塚三丁目18番1号
同 池袋中学校	同 池袋本町一丁目43番1号	同 池袋中学校	同 池袋本町一丁目43番1号
同 西池袋中学校	同 西池袋四丁目7番1号	同 西池袋中学校	同 西池袋四丁目7番1号
同 千登世橋中学校	同 目白一丁目1番1号	同 千登世橋中学校	同 目白一丁目1番1号
同 千川中学校	同 <u>高松一丁目9番21号</u>	同 千川中学校	同 <u>千早二丁目39番16号</u>
同 明豊中学校	同 長崎五丁目31番29号	同 明豊中学校	同 長崎五丁目31番29号